

**令和7年度
クマ対策専門家緊急派遣事業
利用の手引**

**令和7年11月
環境省**

1. クマ対策専門家緊急派遣事業利用手順

(1) 全体の流れ

- ① 利用者は、専門とする鳥獣において「ヒグマまたはツキノワグマ」を対象にしている登録者の中から活動の目的、活動地域等に応じた適切な登録者を『鳥獣プロデータバンク』から見つけます。または事務局へ該当する登録者の紹介を依頼します。なお、クマ類以外の鳥獣の活動については、本事業は対象外です。
『鳥獣プロデータバンク』登録者一覧のページ
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1-1/index.html>
- ② 招聘を依頼する登録者を決定した後、『利用申請書（クマ対策専門家緊急派遣事業）』に必要事項を記入し、事務局へ提出します。
- ③ 事務局から登録者に『利用申請書（クマ対策専門家緊急派遣事業）』の内容を伝え、情報提供の可否を尋ねます。
- ④ 登録者から了承を得たのち、事務局から利用者へ登録者の情報（連絡先）を提供します。
- ⑤ 利用者から登録者へ直接連絡し、依頼する活動内容等について調整します。
クマ対策専門家緊急派遣事業を利用して活動を依頼することを、登録者にお伝えし了承を得てください。
正式にクマ対策専門家緊急派遣事業を利用して活動を実施することが決まり次第、事務局にその旨をご連絡願います。また、旅費相当額の算出を事務局が行うため、登録者の経路・宿泊の有無 についてもご連絡願います。
- ⑥ 活動を実施し、登録者が活動します。
- ⑦ 活動終了後に、利用者が『活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）』を事務局へ提出します。
- ⑧ 『活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）』の提出を確認次第、事務局から登録者に対し入金先と旅費相当額の確認を行い、謝金と旅費相当額の支払いを行います。

クマ対策専門家緊急派遣事業 利用手順

利用者
(地方公共団体)

- ① 『鳥獣プロデータバンク』で検索
又は事務局へ適切な登録者の紹介を依頼
- ② 招聘する登録者を決定し
『利用申請書(クマ対策専門家緊急派遣事業)』を提出

③ 登録者へ連絡

④ 登録者の情報提供

⑤ クマ類に関する活動の依頼

⑥ 活動の実施

⑦ 『活動報告書
(クマ対策専門家緊急派遣事業)』提出

⑧ 謝金と旅費相当額の支払い

登録者

事務局

（２）謝金と旅費相当額の対象となる活動について

クマ類に関する研修会、技術指導、調査等（Web開催も含みます。）において、登録者が講師・調査者等となる活動を対象としています。

（３）謝金と旅費相当額について

利用者から事務局に報告された活動内容に基づき謝金と旅費相当額を、事務局から登録者へ支払います。

● 謝金

活動時間 1 時間につき7,000円。

※活動時間には、研修会・調査等の実施時間と、打合せ・準備時間を含みます。

● 旅費相当額

交通費・宿泊費・宿泊手当を含みます。

※旅費相当額の算出は、環境省の規定する方法（「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規定」）に準じて、事務局が行います。

※クマ対策専門家緊急派遣事業の謝金と旅費相当額は所得税の源泉徴収の対象となります。

※活動報告書の提出が確認された後、事務局から登録者へ入金先と旅費相当額の確認、謝金と旅費相当額の支払いを行います。そのため、活動報告書は活動実施後速やかに提出してください。

→3. Q & A もご参照ください。

（４）対象期間

令和7年11月17日（月）～令和8年2月27日（金）までに活動を終了し、活動報告書を3月6日（金）までに事務局へ提出した場合、謝金と旅費相当額の支払い対象となります（今後、応募状況等により、対象期間が変更になる可能性があります）。

（５）必要提出書類

- 利用申請書（クマ対策専門家緊急派遣事業） 活動実施前に提出
- 活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業） 活動実施後に提出

※鳥獣プロデータバンクトップページの「利用するには」からダウンロード可能です。

※提出書類はメール（chojujinzai@jwrc.or.jp）にてお送りください。

2. 留意事項

- 利用申請書には、申請時点で決定している範囲で構いませんので、登録者へ依頼する活動内容を記載してください。
- 利用者については、事業の趣旨から鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体（都道府県・市町村）、警察、農業団体、林業団体等の公益性を有する団体を基本的に想定しています（原則として、個人に対する登録者の紹介、謝金・旅費相当額の支給等はいたしかねます）。
- 事務局から提供する登録者に関する個人情報第三者に提供することは禁止しています。

3. Q&A

利用の上で想定される質問と回答をまとめましたのでご活用ください。利用方法について疑問点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

Q 1：謝金と旅費相当額支払いはどのような手続きを行うのか。

A：活動実施後に利用者から活動報告書が提出されたことが確認でき次第、事務局から登録者へ入金先と旅費相当額をお伺いし、謝金と旅費相当額をお支払いします。

Q 2：クマ対策専門家緊急派遣事業で支払われる謝金は活動内容に関わらず 7,000 円/時間なのか。1 時間程度の講義を依頼する場合と、実習を伴うような半日がかりの研修の講師を依頼する場合で謝金が変わるのか。

A：クマ対策専門家緊急派遣事業では謝金は一律 7,000 円/時間、活動時間に上限はございません。

Q 3：何回クマ対策専門家緊急派遣事業を利用できるのか。

A：多くの団体にクマ対策専門家緊急派遣事業を活用していただくため、原則 1 団体につき 1 回と考えていますが、2 回以上利用を希望する場合は、事務局までご相談ください。

Q 4：1 回の活動において複数人の登録者に講師等を依頼することは可能か。

A：『利用申請書』の提出時において、申請できる登録者数に上限はありませんが、1 回の活動において謝金と旅費相当額支払いを活用することができるのは、原則として 1 人までとします。（2 名以上利用を希望する場合は、事務局までご相談ください。）

Q 5：公益性のある団体への派遣を基本的に想定しているとあるが、地方公共団体等の申請により派遣された専門家が、自治会・町内会等で行うクマ対策について直接助言を行うような活動が認められるか。

A：活動内容については、専門家と直接調整いただくこととしており、専門家の了解が得られた場合には、捕獲等の危険を伴う活動など、本事業の趣旨の範囲を逸脱する内容でない限り、活動内容に明示的な制限はありません。（判断に悩む場合には、事務局までご相談下さい。）

Q 6 : 利用申請書を出した後、調整した活動の日程が次年度となったがクマ対策専門家緊急派遣事業の対象になるのか。

A : クマ対策専門家緊急派遣事業は令和 7 年度事業として実施しており、令和 8 年 2 月 27 日(金)までに活動を行い、3 月 6 日(金)までに活動報告書を提出した場合に、謝金と旅費相当額支払いの対象としているため、次年度の活動は対象となりません。

Q 7 : 講師(登録者)に研修に必要な資料や機材を用意いただくことになった場合、それらの準備費用もクマ対策専門家緊急派遣事業から支払うことは可能か。

A : クマ対策専門家緊急派遣事業の対象となるのは、謝金と旅費相当額のみとなります。その他の資料印刷代や機材購入費等については、利用者負担になります。

4. お問い合わせ先

令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7

一般財団法人 自然環境研究センター内

TEL : 03(6659)6339

E-Mail : chojujinzai@jwrc.or.jp

令和 8 年 4 月 1 日(水)以降

◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 代表 03(3581)3351 [内線 6686]

※電話でのお問い合わせは、土・休日を除く平日の午前 10 時～午後 5 時半の対応となります。
メールでのお問い合わせは、土・休日を含み終日受付可能です。